

議案第7号関連資料
明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 目的

本条例に規定する保険料の基礎賦課限度額（高所得者層にかかる保険料負担の上限額）について、国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）の基準が61万円となっているところ、現在は7万円下回っていることから、これを4万円引き上げて58万円とすることで、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るとともに政令の基準との格差を3万円に是正しようとするものです。

また、低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準について、これまでその対象であった者が物価上昇の影響により対象から外れることのないよう、政令が改正されていることから、政令を基準として定める本条例の一部を改正しようとするものです。

2 概要

(1)保険料の基礎賦課限度額の引き上げ

平成30年度の改正では、固定資産税から計算する『資産割額』の廃止による保険料率の見直し（所得から計算する『所得割額』の引き上げ）に伴う高所得者層への激変緩和措置として基礎賦課限度額を据置いたため、政令の基準との格差が発生しました。

令和元年度はこれを4万円引き上げることで格差を3万円に縮めるものです。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(改正)
本条例	54万円	54万円(前年度から据置)	58万円(前年度の+4万円)
政令	54万円	58万円(前年度の+4万円)	61万円(前年度の+3万円)
格差	なし	-4万円	-3万円

(2)低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

政令の基準に合わせて、5割及び2割減額措置に係る所得判定基準※を緩和します。

(7) 5割減額措置に係る所得判定基準の緩和

平成30年度	令和元年度(改正)
33万円+(27.5万円×被保険者数)	33万円+(28万円×被保険者数)

(4) 2割減額措置に係る所得判定基準の緩和

平成30年度	令和元年度(改正)
33万円+(50万円×被保険者数)	33万円+(51万円×被保険者数)

※世帯主及び被保険者の前年中所得の合計額が上記基準額を下回る場合に応益割（均等割及び平等割）にかかる保険料が7割・5割・2割の3段階で減額される仕組みです。

※所得判定基準は平成26年度以降、6年連続で緩和されています。

3 影響

(1)保険料の基礎賦課限度額の引き上げによる影響

①対象世帯数（見込み）

約 700 世帯（世帯主及び被保険者の前年中所得の合計額が 700 万円を超える高所得者層が主な対象）

②保険料影響額（見込み）

全体で約 2,600 万円の増加

(2)低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和による影響

①対象世帯数

原則、対象世帯の拡大はありません。（所得判定基準を緩和する目的は、経済動向を踏まえ、物価上昇の影響によりこれまで減額措置に該当していた世帯が対象から外れないようにするものです。）

減額措置の該当の有無	世帯数
該当する世帯	2.3 万世帯 (うち、7 割減額 1.2 万世帯)
	(うち、5 割減額 0.6 万世帯)
	(うち、2 割減額 0.5 万世帯)
該当しない世帯	1.6 万世帯
合計（全ての世帯）	3.9 万世帯

②保険料影響額（見込み）

①と同様の理由により、原則、影響はありません。

なお、減額措置に伴う保険料の減収分は基盤安定交付金により措置されるため、財政運営上の問題が生じることはありません。

4 施行期日

公布の日

5 その他

(1)保険料の基礎賦課限度額の引き上げについて

①県下の状況

県下の大半の市町の基礎賦課限度額は政令の基準に準拠しています。

県下市町	平成 30 年度	令和元年度（改正）
明石市、赤穂市	54 万円	58 万円
その他の 39 市町	58 万円	61 万円

②明石市国民健康保険運営協議会での答申

平成 31 年 1 月 30 日に開催した平成 30 年度第 2 回明石市国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和元年度の基礎賦課限度額を 58 万円に改正する旨の最終答申を得ています。

(2)低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和について

県下の全市町が政令の基準に準拠した改正を行います。